

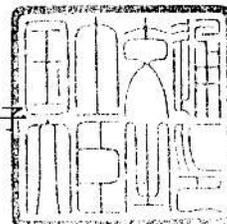


認 定 書

国住指第635号
平成14年5月7日

大和建材工業株式会社
代表取締役 岡本健吉 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号、第二号及び第三号（外壁（耐力壁）：各45分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BE-9025

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板張／木造・鉄骨造外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

準耐火構造 第1章 壁 45分準耐火

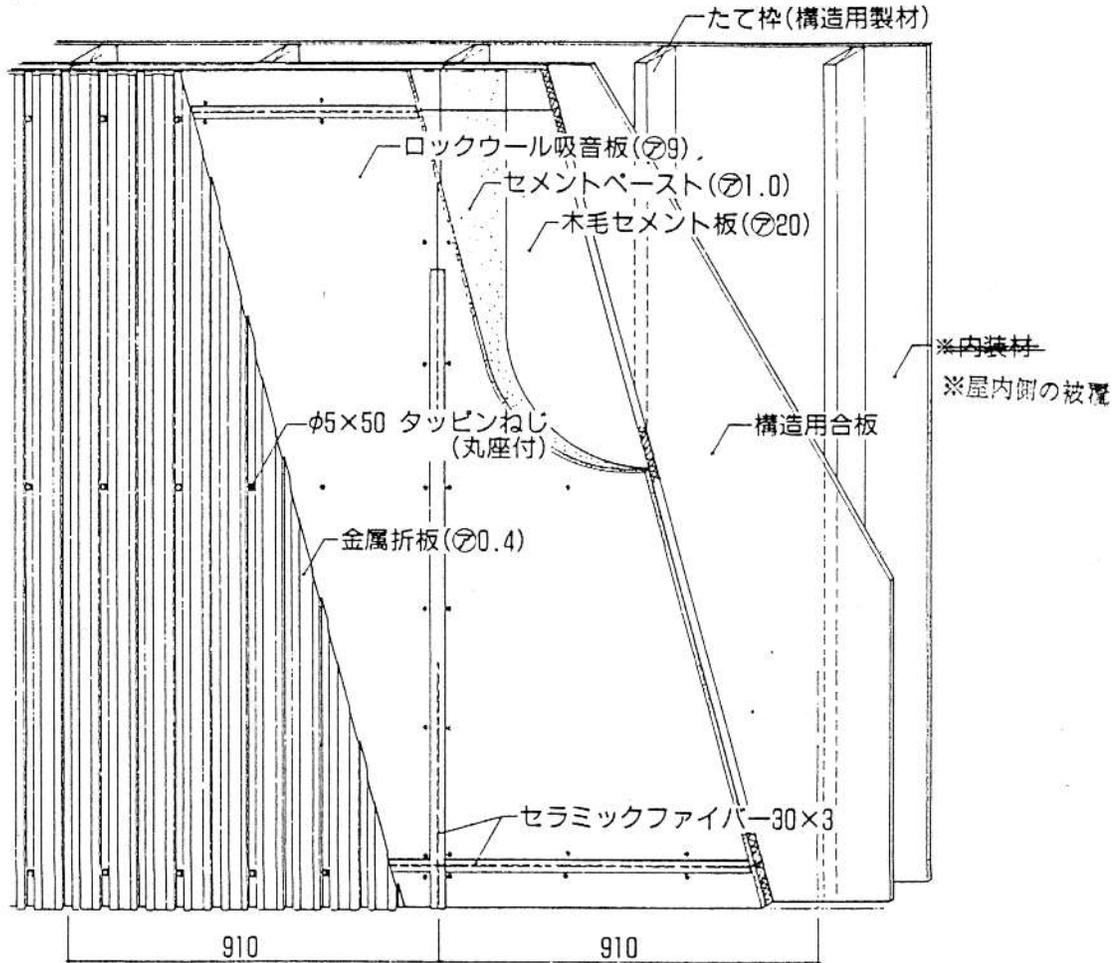
Wb1114-両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板重ね張木造・鉄骨造外壁(耐力) <ダイワライトウォール45>

506-5475

指定番号	準耐火 Wb1114	指定年月日：平成6年4月13日
品目名	両面金属折板(0.4mm)・ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)重ね張木造・鉄骨造外壁(耐力)	申請者名：大和建材工業(株) 愛知県海部郡佐屋町大字西保字南川原98 TEL(0567)28-4940
商品名	<ダイワライトウォール45>	工場名：本社工場 同上

1. 部分、耐火性能の区分 外壁(耐力) 45分準耐火
2. 試験機関名 (財)日本建築総合試験所 受託番号 III A-87-6
3. 構造説明図(単位 mm)
(木造/枠組壁工法)

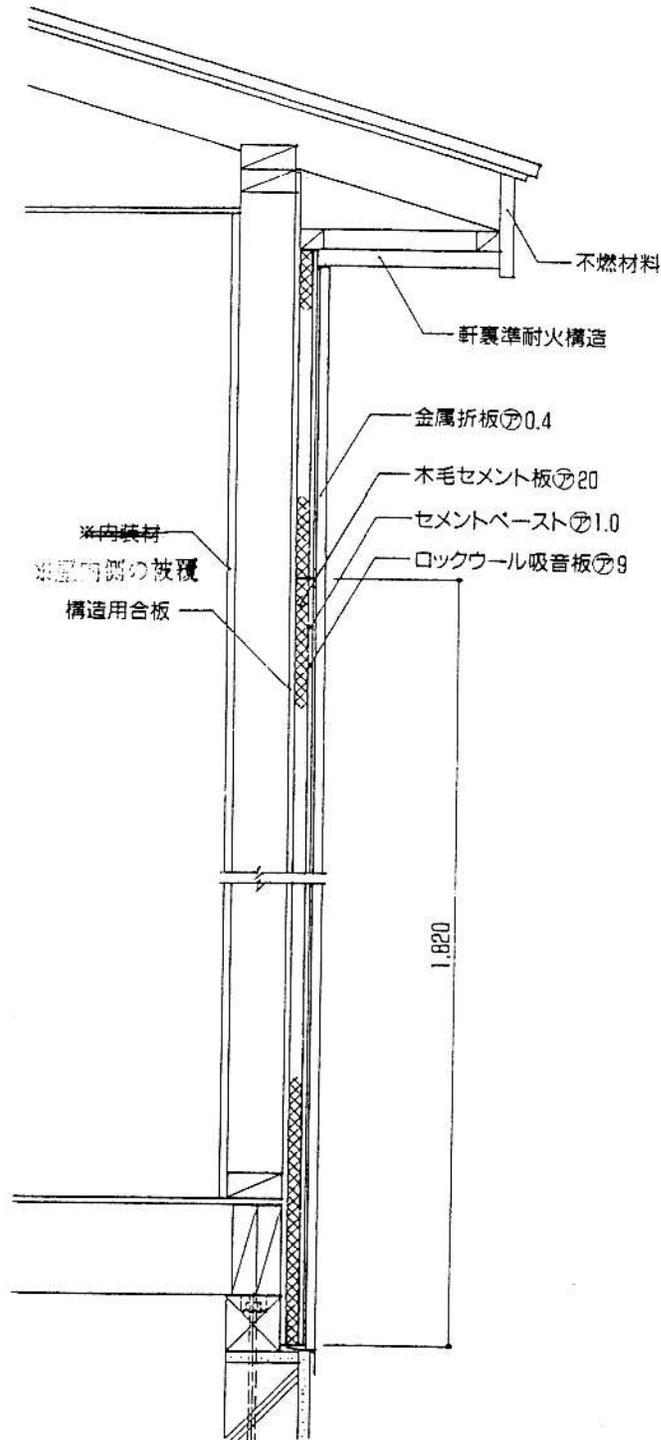
耐火三三四・三三五号



※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材

506-5475 ※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

Wb1114一両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板重ね張木造・鉄骨造外壁(耐力) <ダイワライトウォール45>



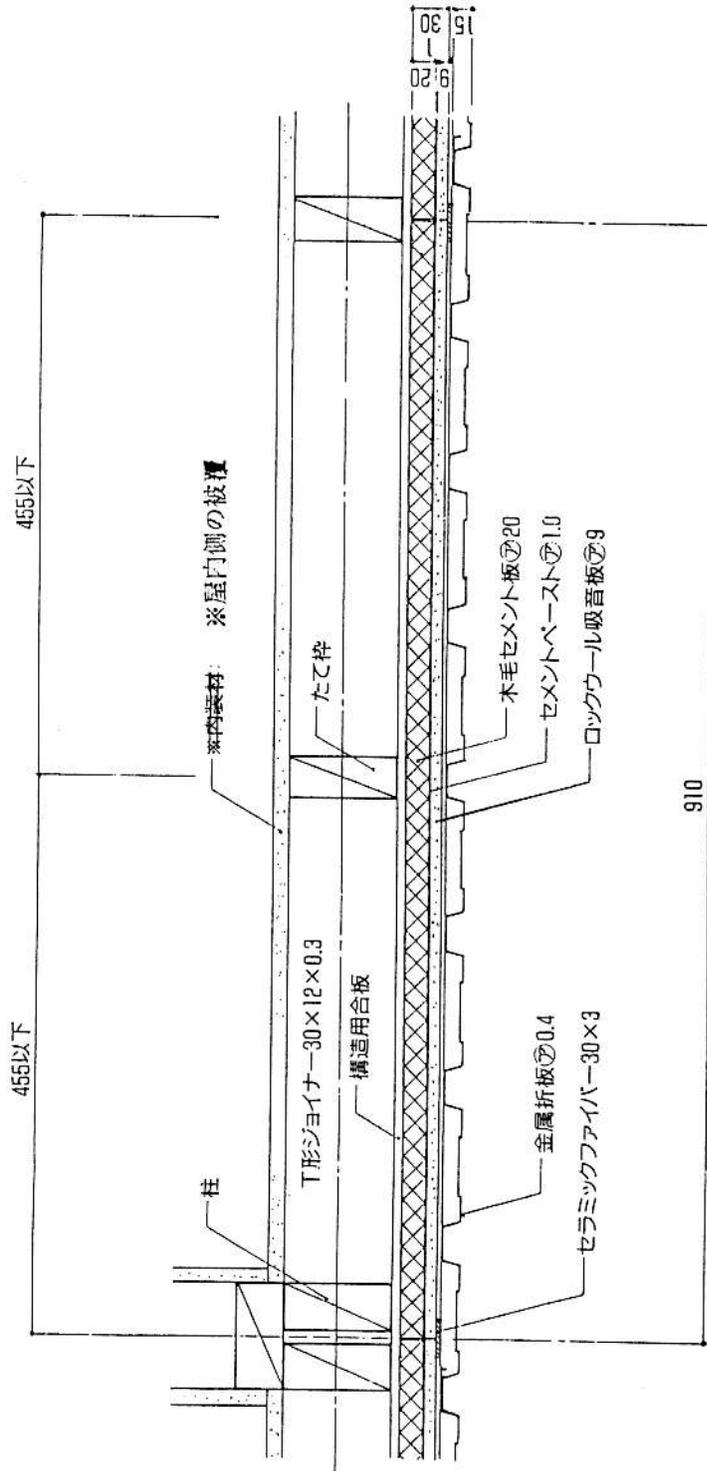
垂直断面図
(木造/枠組工法)

耐火三三四・三三五号

※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材

※壁内側の被覆は別紙のとおりとする

耐火三三四・三三五号

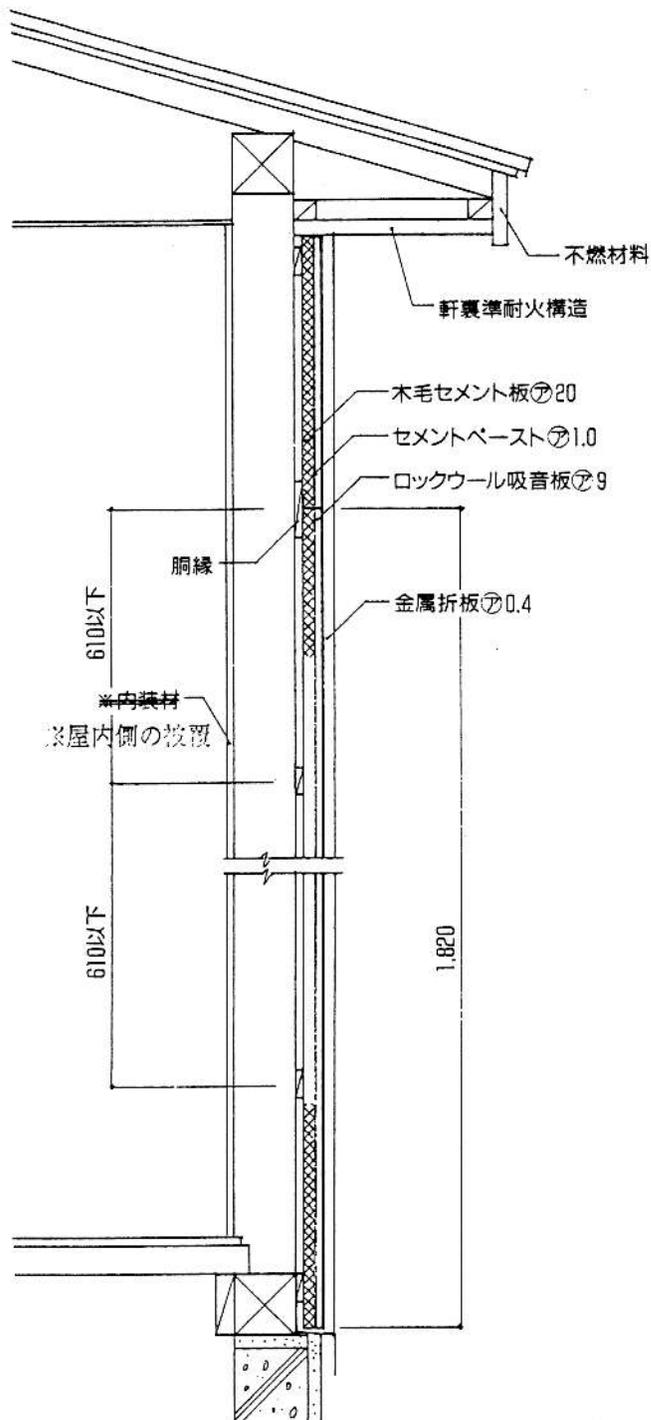


水平断面図
 (木造/枠組工法)

※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材

506-5477 ※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

Wb 1114-両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板重ね張木造・鉄骨造
外壁(耐力) <ダイワライトウォール45>

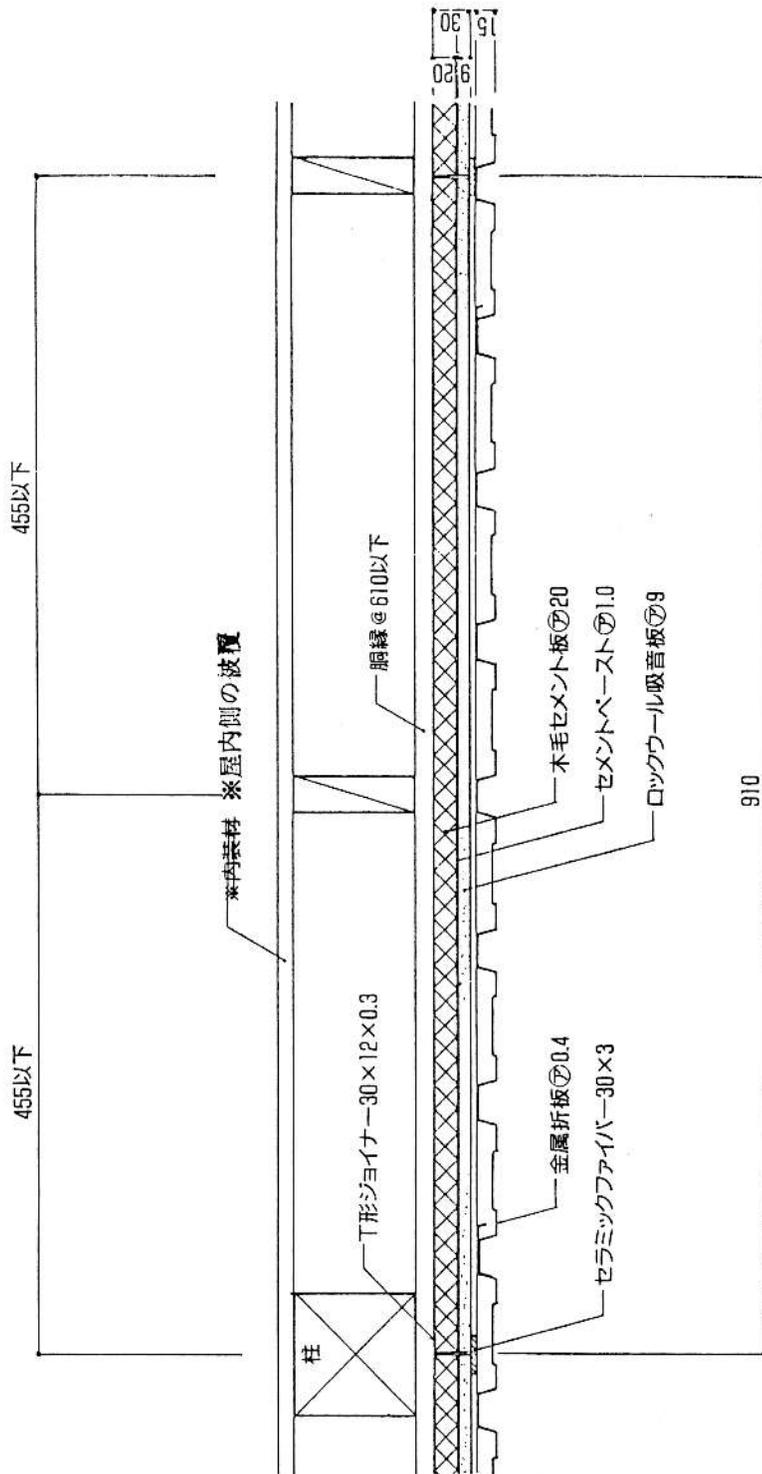


垂直断面図
(木造/軸組工法)

耐火三三四・三三五号

※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材
※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

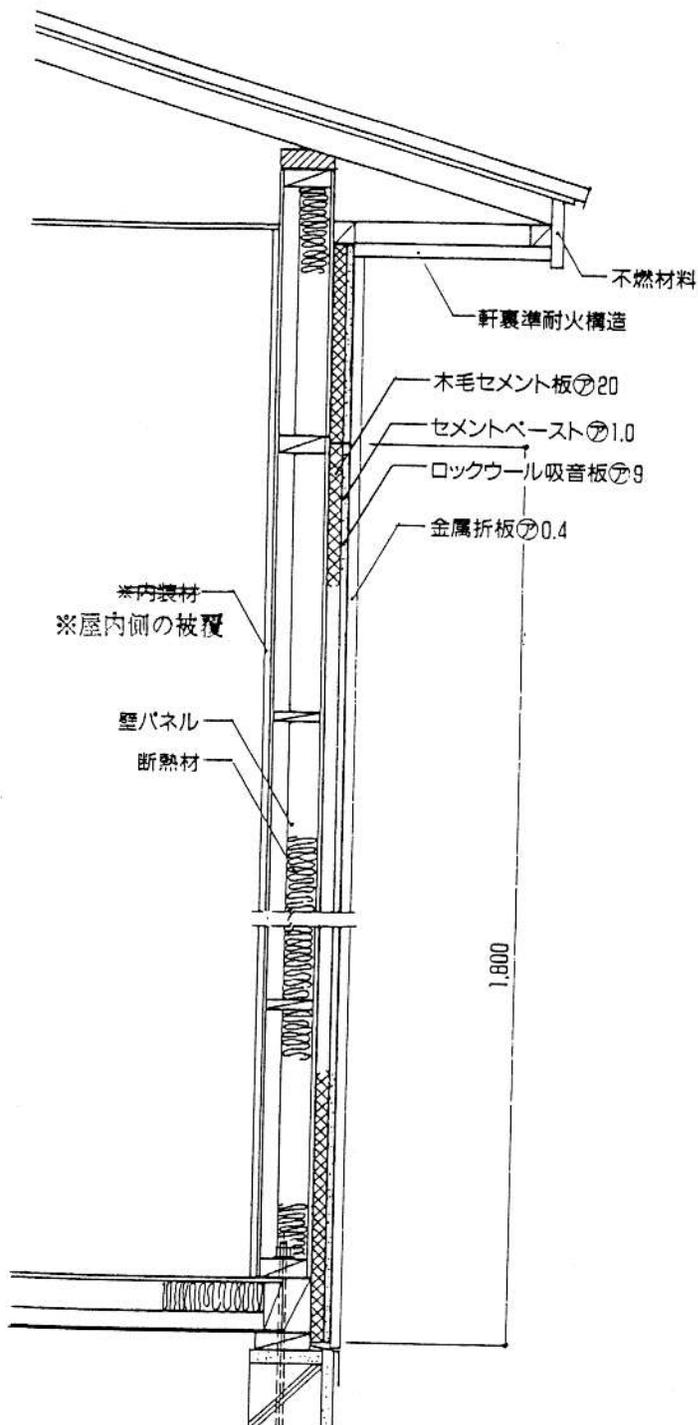
耐火三三四・三三五号



水平断面図
(木造/軸組工法)

*内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材
内側の被覆は別紙のとおりとする

Wb1114-両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板重ね張木造・鉄骨造外壁(耐力)<ダイワライトウォール45>



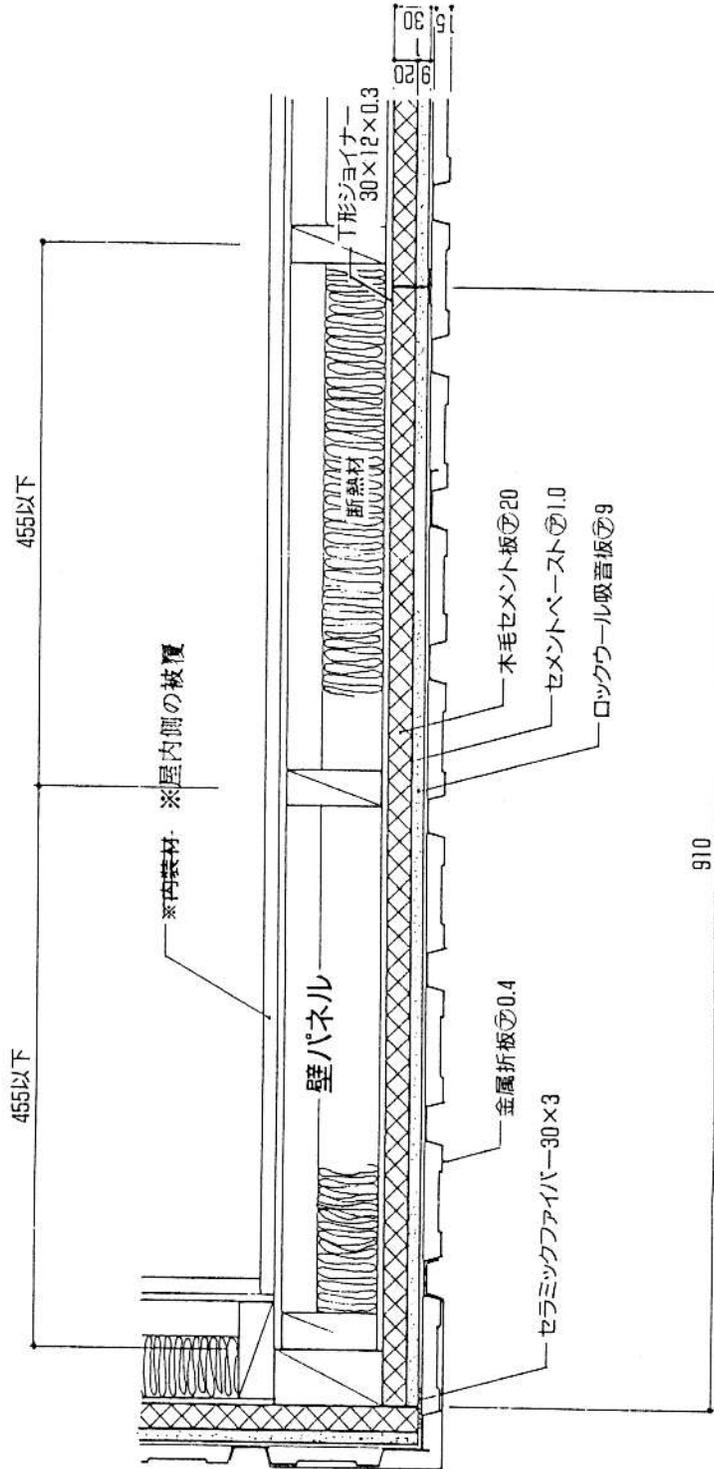
耐火三三四・三三五号

垂直断面図
(木造/木質系組立構造)

※内装材:本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の面面对称間仕切壁の内装材

※断熱材の被覆は別紙のとおりとする

耐火三三四・三三五号



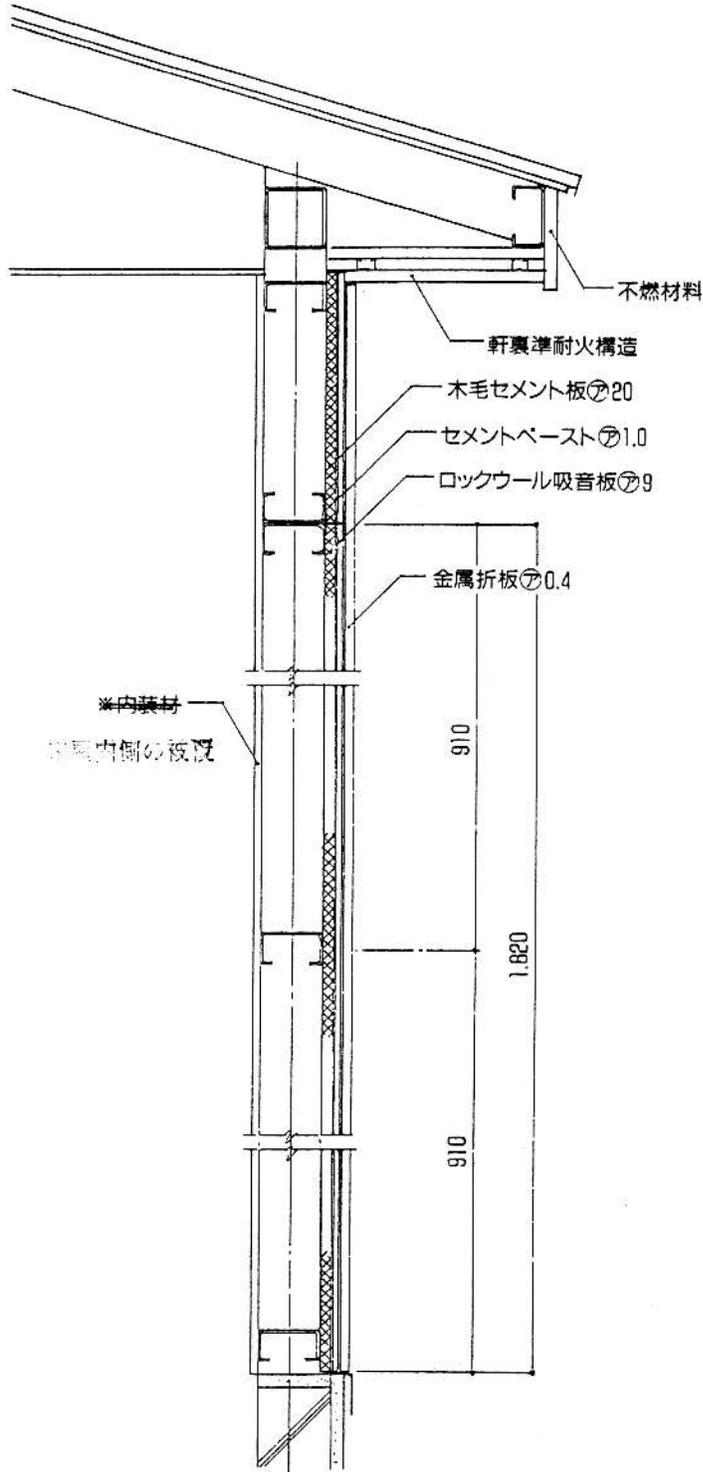
水平断面図

(木造/木質系組立構造)

※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材

※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

Wb1114-両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板重ね張木造・鉄骨造
外壁(耐力) <ダイワライトウォール45>



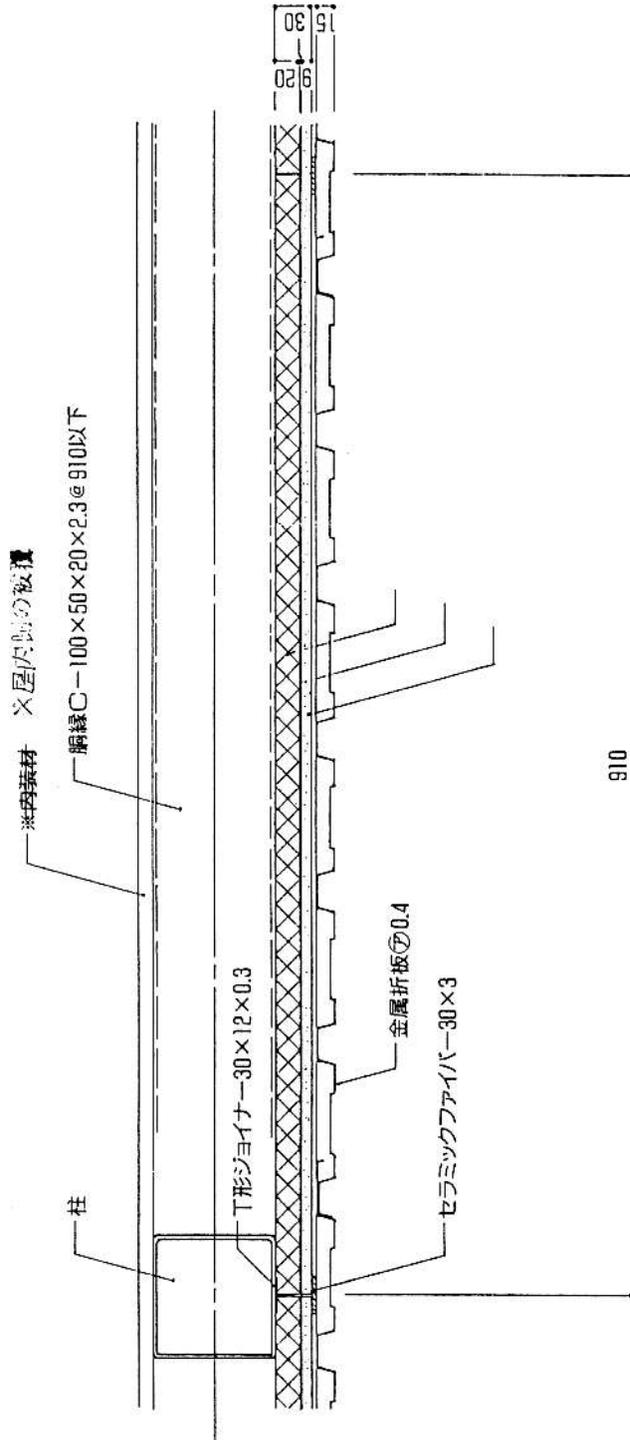
垂直断面図
(鉄骨造)

耐火三三四・三三五号

※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面对称間仕切壁の内装材

※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

耐火三三四・三三五号



水平断面図
(鉄骨造)

※内装材：本件外壁材・告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材

4. 材料等説明

4-1 主構成材料

(1) 外装材

① 金属折板

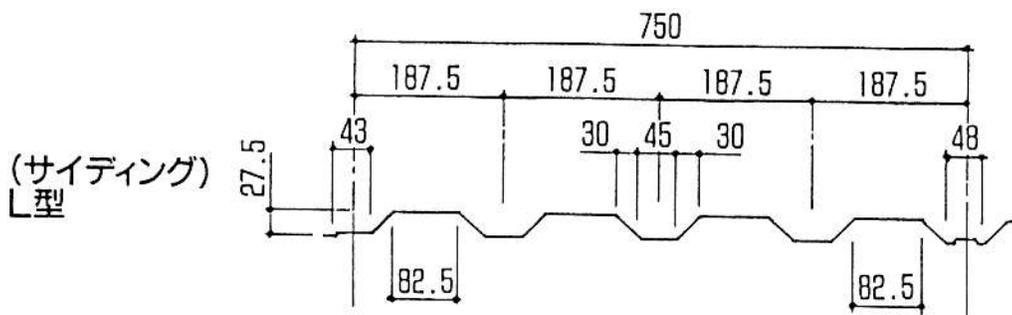
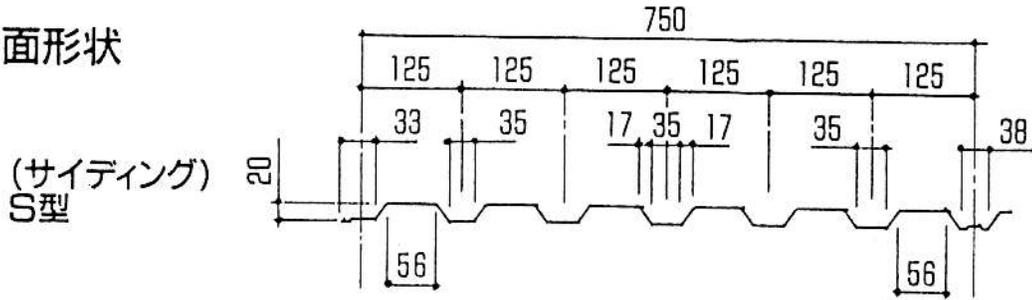
材料詳細

種類	厚さ (mm)	物 性			規 格
		降 伏 点 (kg f/mm ²)	引張強さ (kg f/mm ²)	伸 び (%)	
亜鉛鉄板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	JIS G 3302 (不燃1041号)
着色亜鉛鉄板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	JIS G 3312 (不燃1041号)
塩化ビニル樹脂 金属積層板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	JIS K 6744 (不燃1051号)
弗素樹脂塗装鋼板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	大島応用科学工業社
カラーステンレス鋼板 (SUS 304、316)	0.4以上	21以上	53以上	40以上	JIS G 4305 (不燃1006号)
ガリベリウム鋼板	0.4以上				(不燃(個)1727号)
熱間圧延黒皮付 耐候性鋼板	0.4以上	35以上	49以上	22以上	JIS G 3125

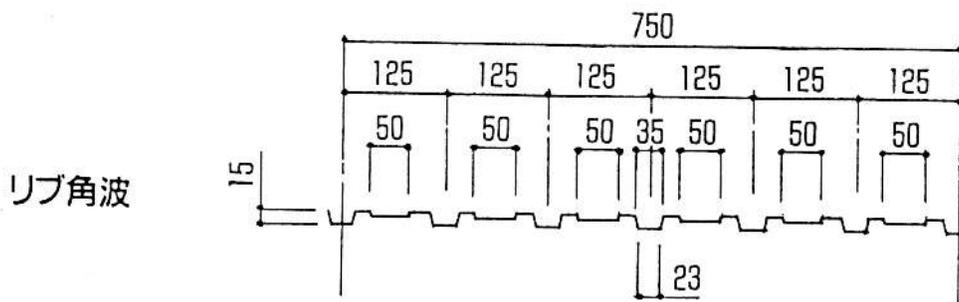
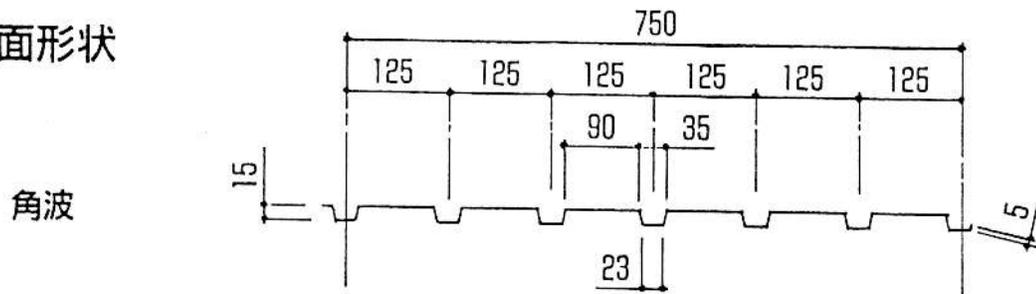
耐火三三四・三三五号

金属折板詳細図

断面形状



断面形状



耐火三三四・三三五号

Wb 1114一両面金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板重ね張木造・鉄骨造
外壁 (耐力) <ダイワライトウォール45>

② 下地材：ロックウール吸音板（9mm）・木毛セメント板（20mm）積層板（~~ダイワライトウォール45~~）

1) 形状寸法

厚さ	30mm ± 1.0mm
巾・長さ	910×1820mm } 0 910×2000mm } - 2
かさ比重	0.5以上
重量	16.5kg/m ² 以上
含水率	18%以下（出荷時）
曲げ破壊荷重	120kg f以上 (JIS A 1408による)
熱伝導率	0.0576kcal/mh°C

2) 構成材料

(イ) 木毛セメント板

(準不燃第2031号)

厚さ	20mm $\begin{matrix} +1 \\ -2 \end{matrix}$ mm
巾・長さ	910×1820mm } 0 910×2000mm } - 3
比重	0.55以上
曲げ破壊荷重	60kg f以上 (JIS A 1408による)

(ロ) ロックウール吸音板

(不燃第1021号)

厚さ	9mm
巾・長さ	910×1820mm } 0 910×2000mm } -0.5
比重	0.5以下
曲げ破壊荷重	9kg f以上

(ハ) 接着剤

セメントペースト（ラテックス系） 600g/m²

製造方法

木毛セメント板（20mm）とロックウール吸音板（9mm）とを接着剤にて、貼りあわせた後、圧縮加圧養生したもの

(2) ~~内装材~~ 屋内側の被覆

① ~~本件外壁材~~ 告示の一般指定の間仕切壁の内装材又は別途個別指定の両面対称間仕切壁の内装材
屋内側の被覆は別紙のとおりとする

4-2 副構成材料

- (1) T型ジョイナー 亜鉛メッキ鋼板 (JIS G 3302)

30×12×0.3mm以上

- (2) 留付金具

タッピンねじ φ5×50mm (JIS B 1122)

- (3) 目地材

セラミックファイバーブランケット ~~(ジュラブランケット)~~ (不燃(個)第1917号)

厚さ 6mm、巾 30、比重 0.13以上

~~東芝セラミック株式会社~~

4-3 構造の適用範囲

- (1) 木造(軸組工法)
(2) 木造(桝組壁工法)
(3) 木造(木質系組立構造)
(4) 鉄構造(軽量鉄骨) (※ 間柱または壁軸組(縦)の鉄材の厚さは2.3mm以上とする)

4-4 防火被覆材料の張り方の種類

- (1) 縦張り
(2) 横張り
(3) 鍍張り

5. 標準仕様(施工仕様)

5-1 木造/桝組壁工法

- (1) 下地

たて桝間隔は455mm以下とする。その他については住宅金融公庫「桝組壁工法住宅工事共通仕様書」(平成5年度版)による。

- (2) ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)積層板 ~~(ダイワライトウォール45)~~ の取付
ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)・積層板 ~~(ダイワライトウォール45)~~ を釘で柱又はたて桝に留付ける。横目地部には、セラミックファイバーブランケット ~~(ジュラブランケット)~~ (30×3) を接着又はステープル4×19で留付ける。

- (3) 金属折板(サイディング)の取付

金属折板の接合部は60mm以上重ねて釘を200mm間隔以下にて柱又はたて桝に取付ける。

5-2 木造/軸組工法

- (1) 下地

胴線間隔は610mm以下とする。その他については住宅金融公庫「木造住宅工事共通仕様書」(平成5年度版)による。

- (2) ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)積層板 ~~(ダイワライトウォール45)~~ の取付

ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)・積層板(~~木製品~~ ~~ダイフライトウォール45~~)を釘で胴縁に留付ける。横目地部には、セラミックファイバーブランケット(~~ジュラブランケット~~) (30×3)を接着又はステープル4×19で留付ける。

(3) 金属折板(サイディング)の取付

金属折板の接合部は60mm以上重ねて釘を200mm間隔以下にて胴縁に取付ける。

5-3 木造/木質系組立構造

(1) 下地

胴縁は455mm間隔以下に不陸がないように、柱及び間柱に取付ける。

(2) ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)積層板(~~木製品~~ ~~ダイフライトウォール45~~)の取付

ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)・積層板(~~木製品~~ ~~ダイフライトウォール45~~)を釘で胴縁に留付ける。横目地部には、セラミックファイバーブランケット(~~ジュラブランケット~~) (30×3)を接着又はステープル4×19で留付ける。

(3) 金属折板(サイディング)の取付

金属折板の接合部は60mm以上重ねて釘を200mm間隔以下にてたて枠又は胴縁に取付ける。

5-4 鉄骨造

(1) 下地

胴縁は910mm間隔に不陸がないように、柱及び間柱に取付ける。

(2) ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)積層板(~~木製品~~ ~~ダイフライトウォール45~~)の取付

ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)・積層板(~~木製品~~ ~~ダイフライトウォール45~~)を留付金具φ5×40mmにて胴縁に留付ける。積層板の長手方向の裏面接合部にT型ジョイナー(30×12×0.3mm以上)を入れる。目地部は、縦横共セラミックファイバーブランケット(~~ジュラブランケット~~) (30×3)を接着又はステープル4×19で留付ける。

(3) 金属折板(サイディング)の取付

金属折板の接合部は60mm以上重ねてタッピンねじ(φ5×50mm)を200mm間隔以下にて胴縁に取付ける。

5-5 その他、施工については「準耐火建築物の防火設計指針」に準ずること。

6. 施工管理

(1) 施工は大和建材工業株式会社、愛知県知事可(般=58)第27090号の責任施工とする。又は、(標準施工指図書及び工事検査要項)に基づき施工者を指導する。

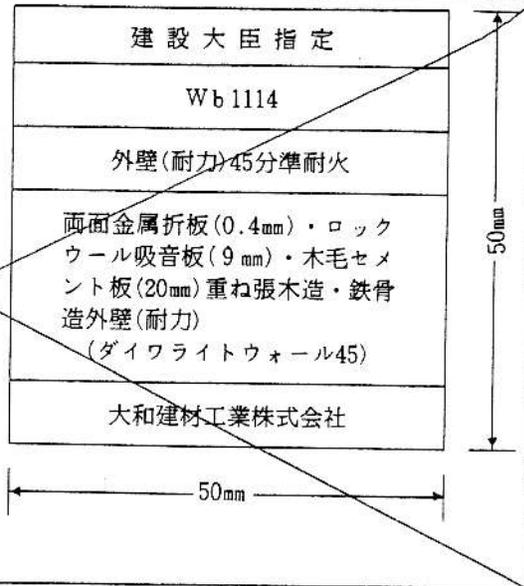
7. 留意事項

- (1) 運搬する時はパネルの落下や横倒し等による衝撃を与えないようにし、破損、水ぬれ等に留意する。
- (2) 工事現場でのパネルの積重ねは、原則として屋内保管とし必ず水平な場所に、たわみのない様、かい木をして平らに積重ねる。
- (3) 運搬、吊り揚げ、施工等の取扱い時には角縁、表面等の損傷及び直接水がかからぬ様、十分注意する。

8. 付帯条件 なし

9. 表示及び報告

- (1) 製品及びその包装に右の表示マークを貼付、押印その他の方法で表示する。
- (2) 現場施工完了後、見やすい位置に製品1につき2以上の表示マークを貼付する。なお、見え隠れとなるものについては、できるだけ点検可能な部分に表示マークを貼付する。
- (3) 毎年度、本製品の生産実績、販売実績(又は使用実績)・工場における品質管理の状況等を当該年度終了後1ヶ月以内(4月1日~4月30日)に建設大臣に報告する。



注意事項

- 10 当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。

屋内側の被覆は次の一から六までの仕様のいずれかとする。

一. 耐火構造

二. 間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合、(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

- (1)厚さが12mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
- (2)厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
- (3)厚さが16mm以上の強化せっこうボード
- (4)厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの
- (5)厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上の強化せっこうボードを張ったもの

三. 以下の認定のいずれかとする。

準耐火(通)W2001、準耐火(通)W2002、準耐火(通)W2006～準耐火(通)W2009

準耐火 W2008～準耐火 W2011

四. 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1)間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合

- (i)厚さが15mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)
- (ii)厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃材料を張ったもの
- (iii)厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
- (iv)厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこうプラスターを塗ったもの

(2)間柱及び下地を不燃材料で造った場合

- (i)鉄網モルタル塗で塗厚が15mm以上のもの
- (ii)木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iii)木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(3)間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った場合

- (i)鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが20mm以上のもの
- (ii)木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iii)モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの
- (iv)セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの
- (v)土蔵造
- (vi)土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
- (vii)厚さが12mm以上のせっこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの
- (viii)厚さが25mm以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの
- (ix)厚さが25mm以上の木毛セメント板張の上に厚さが6mm以上の石綿スレートを張ったもの
- (x)石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15mm以上のもの

五. 以下の認定のいずれかとする。

準耐火(通)W1001～準耐火(通)W1005、準耐火(通)W1009～準耐火(通)W1014

準耐火 W1001～準耐火 W1003

六. 本認定の屋外側被覆